

新旧比較表

現行 積算要領(R3.10)	改訂後 積算要領(R4.5)	備考																																																				
<p>第2-2表 共通仮設費率の補正</p> <p>下表の適用条件に該当する場合、第2-1表の共通仮設費率に下表の補正係数を乗するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="261 384 1222 926"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市(2)</td> <td>札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。</td> <td>1.5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行 止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う 場合(常時通行止めの場合を含む)。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地(一般交通影響なし)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、 及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市街地とは、人口集中地区(DID地区)をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5000人以上となっている地域をいう。</p> <p>(注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p>	適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象	大都市(2)	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.5	1	一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行 止めの場合は対象外とする。	1.3	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う 場合(常時通行止めの場合を含む)。	1.2	3	市街地(一般交通影響なし)	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	4	山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、 及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5	<p>第2-2表 共通仮設費率の補正</p> <p>下表の適用条件に該当する場合、第2-1表の共通仮設費率に下表の補正係数を乗するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1472 409 2451 911"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。</td> <td>1.5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日 以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行 止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う 場合(常時通行止めの場合を含む)。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、 及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市街地とは、人口集中地区(DID地区)をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5000人以上となっている地域をいう。</p> <p>(注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p>	適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象	大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.5	1	一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日 以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行 止めの場合は対象外とする。	1.3	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う 場合(常時通行止めの場合を含む)。	1.2	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	4	山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、 及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5	
適用条件		補正係数			適用優先																																																	
施工地域区分	対象																																																					
大都市(2)	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.5	1																																																			
一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行 止めの場合は対象外とする。	1.3	2																																																			
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う 場合(常時通行止めの場合を含む)。	1.2	3																																																			
市街地(一般交通影響なし)	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	4																																																			
山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、 及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5																																																			
適用条件		補正係数	適用優先																																																			
施工地域区分	対象																																																					
大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.5	1																																																			
一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日 以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行 止めの場合は対象外とする。	1.3	2																																																			
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う 場合(常時通行止めの場合を含む)。	1.2	3																																																			
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	4																																																			
山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、 及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5																																																			

新旧比較表

現行 積算要領(R3.10)	改訂後 積算要領(R4.5)	備考																																																				
<p>第3-2表 現場管理費率の補正</p> <p>下表の適用条件に該当する場合、第3-1表の現場管理費率に下表の補正係数を乗するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="290 380 1264 921"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市(2)</td> <td>札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止め の場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地(一般交通影響なし)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市街地とは、人口集中地区(DID地区)をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5000人以上となっている地域をいう。</p> <p>(注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p>	適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象	大都市(2)	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1	一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止め の場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。	1.1	3	市街地(一般交通影響なし)	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4	山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。	1.0	5	<p>第3-2表 現場管理費率の補正</p> <p>下表の適用条件に該当する場合、第3-1表の現場管理費率に下表の補正係数を乗するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1516 392 2493 894"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止め の場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市街地とは、人口集中地区(DID地区)をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5000人以上となっている地域をいう。</p> <p>(注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p>	適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象	大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1	一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止め の場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。	1.1	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4	山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。	1.0	5	
適用条件		補正係数			適用優先																																																	
施工地域区分	対象																																																					
大都市(2)	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1																																																			
一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止め の場合は対象外とする。	1.1	2																																																			
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。	1.1	3																																																			
市街地(一般交通影響なし)	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4																																																			
山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。	1.0	5																																																			
適用条件		補正係数	適用優先																																																			
施工地域区分	対象																																																					
大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1																																																			
一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止め の場合は対象外とする。	1.1	2																																																			
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。	1.1	3																																																			
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4																																																			
山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。	1.0	5																																																			

新旧比較表

現行 積算要領(R3.10)	改訂後 積算要領(R4.5)	備考																
<p>第4表 一般管理費等率</p> <table border="1" data-bbox="231 472 1243 600"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>22.72 %</td> <td>算定式より算定された率</td> <td>7.47 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定式 <math>G_p = -5.48972 \times \log C_p + 59.4977</math>  <math>G_p</math> : 一般管理費等率  <math>C_p</math> : 工事原価 (単位: 円)</p> <p>注) <math>G_p</math> の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	22.72 %	算定式より算定された率	7.47 %	<p>第4表 一般管理費等率</p> <table border="1" data-bbox="1495 472 2507 600"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57 %</td> <td>算定式より算定された率</td> <td>9.74 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定式 <math>G_p = -4.97802 \times \log C_p + 56.92101</math>  <math>G_p</math> : 一般管理費等率  <math>C_p</math> : 工事原価 (単位: 円)</p> <p>注) <math>G_p</math> の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57 %	算定式より算定された率	9.74 %	
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの															
一般管理費等率	22.72 %	算定式より算定された率	7.47 %															
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの															
一般管理費等率	23.57 %	算定式より算定された率	9.74 %															